

第4章 施策の展開

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

◆ 現状と課題

男女が互いに尊重し合い、共に支え合い、責任を分かち合いながら、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるようにするためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要ですが、これらの意識は長年にわたって形成されてきたものであり、依然として家庭生活や地域社会、職業生活などに根強く残っています。

固定的な性別役割分担意識などを早急に解消し、男女共同参画社会の理念が県民に深く浸透するよう、あらゆる機会を活用して意識啓発を行う必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策1－(1)

男女共同参画社会への理解促進

- 「男女共同参画週間」（6月23日～29日）をはじめ、「男女雇用機会均等月間」（6月）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）、「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間」（8月）及び同週間（12月4日～12月10日）などを利用して県民への広報を行います。
- テレビ、ラジオ、広報誌、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアの活用やホームページの充実など、多様な媒体により効果的に啓発を行うとともに、各種研修会や出前講座の開催など、広く県民に向けた啓発活動を展開します。
- 苦情等処理制度を活用し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等についての県民からの苦情や意見等に適切に対応します。
- 男女共同参画社会の形成を促進するために、県民に最も身近な市町の計画策定を支援するとともに、県民が活動を展開する上で役立つ情報を収集し、積極的に提供します。

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

◆ 現状と課題

全ての人々が、多様な働き方・生き方を選択できるようにするためには、仕事中心の生活を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ることが重要であることから、これまで様々な取組が行われてきました。

しかしながら、未だ長時間労働の解消には至っておらず、引き続き社会全体で労働時間の短縮や、働きやすい環境の整備に取り組む必要があります。また、家事・育児・介護などの無償労働は固定的な性別役割分

担意識や長時間労働を背景に女性に著しく偏っています。女性活躍のためには経営者や管理職、男性の意識啓発を進め、男性も主体的に家事・育児・介護等へ参画するよう働きかけていく必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策 2 - (1)

多様なライフスタイルが選択できる環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「家庭の日」を通じて、家庭・職場・地域において、家族がふれあい、絆が深められるよう意識の醸成に努めます。
- 誰もが多様で柔軟な働き方や暮らし方が選択・実現できる社会を目指すため、仕事と家庭の両立支援等を進めるための講座・イベントの開催及び情報提供を行います。
- 高齢化の進展の中で、介護休業制度の規定がある企業を増やすとともに、制度が利用できる環境づくりを促進します。
- 各人がそれぞれ選択したライフプランにおいて、その能力を十分に発揮することができるよう、子育て・介護等により離職した女性等の再就職や起業・創業の支援など、多様な就業環境の整備に努めます。

○ 施策 2 - (2)

子育て・介護に対する社会的支援の充実

- 待機児童の解消を図り、未就学の子どもの持つ保護者のニーズに応えるため、多様な働き方に対応できる幼児期の教育・保育サービスを充実させ、仕事と子育ての両立のための基盤整備を進めます。
- ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を図るため、市町に対して支援します。
- 介護サービス供給基盤の整備や質の向上を図るとともに、地域で支え合う体制づくりを支援することにより、介護を社会全体で支える環境づくりを進めます。

○ 施策 2 - (3)

男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- 長時間労働の抑制、育児休暇・休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発を行うなど、男性に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識を払拭するため、男性の家事や子育て、介護などへの参画を進めるための講座やイベント等を開催します。
- 子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を活用し、子育てへの父親の主体的な関与を促進します。

○ 施策 2 - (4)

経営者や管理職の意識向上のための取組の充実

- 仕事優先の組織風土や働き方の見直しを進めるため、経営者及び管理職に対し、「仕事と家庭の両立に

関するメールマガジン」の配信や「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録等により企業の意識啓発に努めます。

- 「イクボス宣言」等の先進的な取組事例の情報提供や研修会・講習会の開催を通して、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。
- 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業等を「男女生き生き企業」として認定・表彰することにより、県内における取組を促進します。
- 建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定や「男女生き生き企業」の認定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における仕事と家庭の両立や女性の活躍を支援するための職場環境等の整備を促進します。

施策の方向 3 教育・学習の充実

◆ 現状と課題

男女共同参画や性の尊重に関する意識は、幼少期から発達段階や年齢にあわせて醸成していく必要があり、家庭教育や学校教育の果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、大人になってからも生涯学習として男女共同参画についての理解を深めるための学習をしていくことが大切であり、男女共同参画について、あらゆる世代の県民が学ぶことができる環境が必要です。

さらに、子どもたちが、性別にとらわれることなく、それぞれの個性、能力を最大限に発揮しながら社会生活を送ることができるよう、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に生き方を選択する力を育むことが重要です。

◆ 主な取組

○ 施策 3 - (1)

男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

- 家庭教育支援活動を自主的に行う専門的知識をもった指導者を養成することにより、男女共同参画の視点も含めた家庭教育に関する学習機会の提供を促進します。
- 家庭における男女共同参画を推進するための研修や情報提供を行います。
- 家族がふれあい、話し合うことで、絆が深まり、男女共同参画の意識が高まるよう、様々な啓発活動を展開し、「家庭の日」の一層の定着を図ります。

○ 施策 3 - (2)

性の尊重や男女平等を推進する学校教育の充実

- 生命尊重・人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて生命の大切さを理解し、互いの性を尊重する教育等を行います。
- 思春期の子どもたち自らが心身の健康に関心を持ち、よりよい将来を送るため、健康の維持・増進に取り組めるよう、医療・保健・教育等多分野協働による健康教育や健康情報の提供等を行います。

- 学校等と連携し、性成熟期に向かう若者への妊娠・出産・子育て等に関する正しい知識の普及啓発や心身の健康づくりを支援します。
- 各教科や特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、児童や生徒が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育を行います。
- 性別による固定観念にとらわれない多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進や、ハローワーク等と連携しての職業意識の向上に努めます。
- 高等学校段階では、親・家庭・家族の意義や役割、地域社会等について、男女共同参画の視点も含めて主体的に学び、生き方を考える学習を推進します。

○ 施策3－(3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- とちぎ男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する情報を幅広く提供するとともに、基礎的な内容から専門性の高い内容まで、段階に応じた多様な学習機会を提供します。
- とちぎ男女共同参画センターが地域や学校等のニーズに応じて出前講座を行うことにより、男女共同参画に関する正しい知識と理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
- 市町や団体等が行う男女共同参画に関する講座やイベントなどについて、女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」等を活用し情報提供を行います。



【イクメン応援講座（夫婦で学ぶ産後ケア）】



【公開講座】



【パーティ とちぎ男女共同参画センター】

とちぎ男女共同参画センター（愛称：パーティ）は、男女共同参画社会の実現をめざす県民の皆さんの自主的・主体的活動を幅広く支援する施設として、平成8(1996)年4月にオープンしました。

当施設において、男女共同参画推進に関する講座やイベント等、様々な事業を実施しています。

施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向 1 地域・社会における男女共同参画の推進

◆ 現状と課題

県では、女性の視点が政策・方針決定過程で反映されるよう女性のエンパワーメントを図ってきましたが、審議会等委員に占める女性の割合は4割を下回っている状況です。今後も引き続き、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への参画と指導的地位にある女性の登用をさらに進めていく必要があります。

また、自治会やPTA、ボランティア等の地域活動などにおいては、役職者として女性の参画を一層進めることにより、それぞれの地域が抱える課題やニーズに対し、様々な視点からの課題解決が期待されます。

さらに、近年は大規模な自然災害が頻発しており、防災対策の面では、男女共同参画の視点を取り入れ、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が求められています。このため、防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進していく必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策 1 - (1)

政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 県行政の幅広い分野や様々な立場で女性職員が活躍できるよう、女性職員を対象とした研修の開催等によるキャリア形成支援や、意欲と能力のある人材の管理職等への登用に取り組みます。
- 県における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性委員の登用を推進します。また、市町の審議会等においても、女性委員の登用拡大が進むよう、人材情報の提供等の支援を行います。
- 女性農業士及び各女性組織などの取組を支援し、農業委員、農協役員、商工団体役員などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 女性を対象としたリーダー養成研修等を充実させ、政策・方針決定過程に参画できる知識と実践力を持った人材を育成します。
- 企業や団体等においても、方針決定の場への女性参画が進むよう、管理職を目指す女性のキャリア支援等を行います。

○ 施策 1 - (2)

女性のチャレンジへの支援

- 子育てや介護等によりいったん仕事を中断した女性の再就職や起業を支援するため、情報提供や相談、講座の実施等を行います。
- 家事や子育てなどの経験を活かし、地域活動などを希望する女性を応援するため、とちぎ男女共同参画センターにおいて、各種情報提供や講座を実施します。
- 女性のエンパワーメントを推進し、活躍の場を広げるため、各種講座や研修等の実施によりキャリアアップを支援するとともに、女性人材の交流やネットワークづくり、女性グループの育成を支援します。

○ 施策1 - (3)

地域活動における男女共同参画の推進

- 自治会やPTA等の地域活動に男女が共に参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、地域の女性人材の育成を図ります。
- 地域において男女共同参画の推進を担う男女共同参画地域推進員のスキルアップを図るための講座の実施や活動情報の提供等の支援を行います。
- 男女共同参画に係る取組を行うNPOやボランティア等の地域活動を促進するため、セミナーの開催や専門家派遣等により、団体の活動基盤の強化を図るとともに、社会貢献活動に関する情報提供や各団体との連携、ネットワーク化を推進します。

○ 施策1 - (4)

防災分野における男女共同参画の推進

- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に努めるとともに、自主防災組織などでリーダーとして活動する女性が増加するよう研修を実施します。
- 女性消防団員の加入促進を図るとともに、女性防火クラブ間の情報交換や相互交流を促進します。
- 男女共同参画の視点を生かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から市町等と情報交換を行うとともに、広く県民や防災関係団体に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知を行います。
- 災害発生時に安全・安心な避難生活が確保されるよう、性暴力やDVなどの防止活動を行います。

施策の方向2 働く場における女性の活躍推進

◆ 現状と課題

女性の働き方については、出産・子育て期に女性の就業率が低下するM字カーブは改善傾向にありますが、20～24歳代をピークに正規雇用率が下がり続けるL字カーブという新たな課題が生じています。また、管理的職業従事者における女性の占める割合が低い状況にあります。

このため、女性が能力を発揮して働くことができ、かつ、多様で柔軟な働き方が可能となる就労環境の整備に向け取り組むとともに、男女雇用機会均等法に基づき、個々の職場において、性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等を根絶し、女性も男性も働きやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。

また、農林業や自営商工業等においても、女性は重要な担い手であることから、経営上の意思決定への参画や新たなビジネスモデルづくりを促進するとともに、就労環境改善への取組を一層推進することが必要です。

さらに、AIやIoTなどの未来技術が進歩する中、女性の視点を取り入れることで製品やサービス等の質の向上が見込まれるとともに、その活用により多様な働き方の実現や女性が活躍できる職域の拡大が期待されることから、科学技術分野における女性研究者や技術開発者の活躍の促進に向けて取り組む必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策 2 - (1)

男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

- 事業主、経営者及び労働者を対象とした講座や様々な広報媒体により、男女雇用機会均等法の趣旨や男女の均等な待遇確保等について、一層の理解を深め定着を促進します。
- 労働相談の実施や労使双方への適切な助言等により、性別を理由とする差別的取扱いを受けず、継続就労ができる職場環境づくりを促進します。

○ 施策 2 - (2)

管理職への女性登用の推進

- 管理職への女性登用等、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を「男女生き生き企業」として認定・表彰するとともに、優良事例の情報発信を行います。
- 女性管理職比率の向上等、各事業所における女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業の支援を行います。
- 女性社員自身のキャリアアップ及び女性のキャリア形成を支援します。

○ 施策 2 - (3)

女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

- 「とちぎ女性活躍応援団」を中心として、官民連携によるオール栃木体制であらゆる場面において女性が活躍しやすい環境の整備に取り組みます。
- 職場における、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく男性中心型労働慣行の解消に向け、講座やセミナーの開催等を通じ、気運の醸成を図ります。
- 建設業における女性の活躍を促すため、女性技術者の意見を反映した工事現場の環境整備等に取り組みます。
- セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止し、男女とも働きやすい職場環境が整うよう、労働相談の実施や、労使双方に対し適切な助言をするとともに、様々な広報媒体による啓発を行います。
- 多様で柔軟な働き方を実現できるよう、職場だけでなく、外出先や自宅等场所にとらわれない就業を可能とするテレワークの普及を図ります。

○ 施策 2 - (4)

農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進

- 農林業及び自営の商工業等において、女性が活躍できるよう、男女共同参画についての啓発を行います。
- 農家における家族経営協定締結を推進し、女性の経営参画や働きやすい環境づくりを促進します。
- 女性の新規就農者数を増やすため、研修会や情報交換会を開催するとともに、若い女性も取り組むこ

とができるアグリビジネスモデルづくりを支援し、その事例を広く情報発信します。

■農村女性組織や商工会、商工会議所女性会の活動を支援します。

○ 施策2 – (5)

理工系分野における女性の活躍促進

■県内に立地する企業等において女性研究者・技術開発者が能力を発揮できるよう、キャリア形成の支援を行います。

■女性研究者・技術開発者の増加を図るため、県内の企業等における女性活躍に関する情報提供の場を設けるとともに、中学生・高校生の段階から理工系の進路に興味を持つよう理解促進の場を設けます。

施策の方向3 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進

◆ 現状と課題

女性は、女性ホルモン等の影響により、心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化すること、男性は、精神面で孤立しやすく、また、長時間労働によりワーク・ライフ・バランスがとりにくい状況を要因とする疾病に罹患しやすいなど、男女の性差と各人に応じた健康増進への支援が求められます。

一方で、本県の平均寿命と健康寿命は男女ともに伸びており、全ての人がそれぞれのライフステージにおいて、その時々希望する働き方、学び方、生き方を実現するために、生涯学習の機会を提供していくことが重要です。

◆ 主な取組

○ 施策3 – (1)

ライフステージに応じた健康の維持・増進への支援

■性差に応じた健康の保持のため、骨粗鬆症検査及びがん検診や精密検査の重要性と効果について、啓発を行います。

■女性特有のがん検診の重要性について、ピンクリボン運動などを通じて啓発を行います。

■妊娠中の健康管理やハイリスク妊婦の早期発見等のため、市町と連携して妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を促進します。

■不妊で悩む人を支援するため、治療費の一部助成や不妊専門相談センターにおける相談等を行うとともに、妊娠や不妊治療等に関する正しい知識の普及啓発を行います。

■性差に応じた身体的な健康やこころの健康を維持するため、とちぎ男女共同参画センターで女性のための健康相談や男性のための電話相談を行います。

■薬物乱用や、喫煙、過度の飲酒について正しい知識の普及啓発と問題解決のための相談等を行います。

■エイズなどの性感染症を予防するための啓発や相談事業を行うほか、早期発見を目的とした検査を行います。

■スポーツを通じた女性の健康づくりを促進するため、女性がスポーツに参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 施策3 - (2)
生涯を通じた学びや生きがいづくりへの支援

■高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、自己実現が図られるよう、多様な社会活動への参加や就業機会の確保、学習機会の提供に努めます。

■全ての人が生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り、活躍ができるよう、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

■それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、自らが希望する社会貢献活動に参加できるよう、地域団体やNPOと連携しながらコーディネートや情報提供等を行います。



【とちぎウーマン応援塾】



【キャリア・マネジメント講座】



【パルティ防災フォーラム】

施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

◆ 現状と課題

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為などの暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。

特に被害者は女性に多く、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした、いわゆる男性優位の社会構造や意識の問題があります。

近年、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力の多様化や、幅広い世代が被害者となっており、こうした状況への対応も求められています。

これらの暴力によるPTSD（Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害）は、その後の被害者の日常生活に長く重大な影響を及ぼします。特にDV被害者の子どもは、DVの目撃体験のみならず、加害者から虐待を受けているケースも少なくなく、その影響は深刻です。このため、DV被害者等の相談・支援においては、それぞれのケースに応じて様々な機能を持った関係機関や民間団体などが連携して対応することが求められています。

また、暴力を受けた後、相談・支援を受ける過程における二次被害を防止するため、DV被害者等の相談・支援に関わる機関は、DVに関する知識だけでなく、被害者の心理やその置かれている状況についても十分に理解した上で適切に対応することが求められています。

◆ 主な取組

○ 施策1－(1)

DV被害者等支援対策の推進

- 福祉事務所、警察等の関係機関と連携を図りながら、DV被害者等の一時保護や自立支援、売買春に関する女性の保護や再発防止対策、人身取引（トラフィッキング）の被害者支援の取組を行います。
- とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実を図るとともに、市町におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。
- DV被害者等に対してきめ細かな相談支援を行うほか、関係機関や民間団体とのネットワーク強化、関係職員の研修の充実に取り組みます。
- DV被害者等が孤立せず、安心して生活できるよう、DV被害者等を支援する関係機関・団体と連携し、各種情報提供や被害者の状況に応じた支援活動に努めます。
- 早期に相談支援へとつながるよう、民生委員・児童委員や福祉・医療機関等にリーフレットを配布するなど、DVに関する知識や支援制度についての周知を図ります。
- DVと児童虐待の関連性から、県及び市のDV担当部署と警察や児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの関係機関間の連携を図ります。
- 県営住宅において、DV被害者等に対する優先入居と、緊急かつ一時的な住宅の確保について配慮を行います。

- 性犯罪・性暴力被害者が被害直後から安心して適切な支援が受けられるよう、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）を中心に、関係機関・団体等と連携し、被害者のニーズに応じた支援を行います。また、被害者の心情に配慮した事情聴取の実施など、被害者の二次被害の防止等に努めます。
- 危険性等の高いDV・ストーカー被害者等に対し、携帯型緊急通報装置を貸し出すほか、公的施設や親類・知人宅等に避難することが困難な場合の一時避難に要する費用を負担するなど、被害防止と被害者の安全確保に努めます。

○ 施策1－(2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

- 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間を中心に、リーフレットやパープルリボンの配布、女性への暴力を考える講演会の開催などの啓発を行います。
- 地域においてDVの防止や早期発見、被害者支援に関する普及啓発を行うDV被害者等地域支援サポーターのスキルアップを図るための講座の実施や活動情報の提供等の支援を行います。
- 有害図書類等の指定や書店への立入調査・指導等により、性の商品化や暴力を助長するような環境の排除に向けた取組を行います。

○ 施策1－(3) 若年層を対象とした性暴力等被害防止への取組強化

- 教育委員会と連携し、教職員を対象としたデートDVや性暴力に関する研修会を開催し、積極的な参加を促進します。
- 学校において、学生や生徒を対象に、デートDVやアダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題等に関する出前講座やリーフレットの配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。
- 若年層に対し、スマートフォンなどの正しい使い方やインターネットのルールやマナーなどについてネットリテラシー教育の充実を図ります。

施策の方向2 困難を抱える女性等への支援

◆ 現状と課題

女性は、社会的・経済的な格差を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に陥りやすい立場にあります。とりわけ、ひとり親家庭では複合的な生活上の困難に直面しやすく、貧困の連鎖が問題となっています。貧困等の影響が子の教育格差につながることもあるため、ひとり親の就労環境を支援するだけでなく、学ぶ意欲のある子どもが教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし夢や希望が持てるようにするため、教育費負担の軽減や学習機会の提供に努める必要があります。

また、ひとり親家庭だけでなく、若年女性や高齢女性、障害のある女性、外国人女性、不登校やひきこもりなど社会生活を営む上での困難を抱える女性など、個々の生き方に沿ったきめ細かな切れ目のない支援

が必要となっています。

さらには、性的指向・性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図る必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策2－(1)

貧困に直面する女性等に対する支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援や、ハローワークと福祉事務所等のチームによる就労支援に加え、関係機関や民間団体とのネットワークにより、女性等のそれぞれの状況に応じたきめ細かな自立支援を行います。
- ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給等による経済的支援を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター等において就業支援を行います。
- 家庭の経済状況等により学力の低下や進学意欲の差が生じないよう、保健福祉部門と教育委員会、学校等との連携を図りながら、生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援や教育費に係る経済的支援を行います。

○ 施策2－(2)

様々な困難を抱える女性等への支援

- 高齢者、障害者、外国人等であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に直面している場合があることに留意し、相談体制の充実等に努めます。
- 障害者の能力や特性に合った職場実習の実施を推進するとともに、障害者の就労を進めるため、受入企業を支援し、職場実習の機会の確保に努めます。
- 不登校やひきこもり等により困難な状況にある方が、安心して社会生活を送れるよう、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称：ポラリス☆とちぎ）や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。
- 性の多様性を認め合う意識の醸成を図るため、講座・セミナーなどの実施により、人権教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの方々等への相談支援の充実に努めます。
- 教職員を対象に、性の多様性についての理解を深めるための研修を実施し、児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。



【パープルリボン】

女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。
子どもや女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとするを目的としたパープルリボン運動が、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で始められたといわれています。

目標設定指標一覧

プランに基づく取組を計画的かつ効果的に実施するため、3つの施策の柱について、成果指標を設定し、毎年度の取組の効果を検証します。

目標設定指標の項目は、計画の着実な推進と実効性のあるフォローアップを行う観点から、特に点検・評価が必要なものとしました。

なお、計画期間中に目標値に達した場合は、見直しを行います。また、県の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画の見直しがされた場合は、本計画も見直し後の指標に修正します。

I 男女共同参画推進の環境づくり

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値	所管課等
1 固定的な性別役割分担意識「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合 ※1	%	R2(2020)年度 24.9	R7(2025)年度 20.0	人権・青少年男女参画課
2 男性の育児休業取得率 ※2,※3	%	R元(2019)年 8.9 ※3	R7(2025)年 17.0 ※3	労働政策課 〔栃木県女性活躍推進計画(第2期)指標〕
3 男女生き生き企業認定企業数 ※4	社	R元(2019)年度末 36	R7(2025)年度末 250	人権・青少年男女参画課

※1 栃木県政世論調査

※2 栃木県労働環境調査（常用労働者10人以上の企業が対象）

※3 記載年に実施した調査により把握した当該調査前年の男性社員の育児休業取得率

※4 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業等として県の認定を受けた企業等の記載年度末時点の数

II あらゆる分野における男女共同参画の促進

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値	所管課等
1 県の審議会等委員に占める女性の割合 ※5	%	R2(2020).4.1 37.5	R8(2026).4.1 40.0	行政改革ICT推進課 人権・青少年男女参画課
2 市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※5	%	R2(2020).4.1 29.1	R8(2026).4.1 35.0	人権・青少年男女参画課
3 とちぎ女性活躍応援団の登録企業等数 ※6	社	R元(2019)年度末 926	R7(2025)年度末 1,400	人権・青少年男女参画課
4 ①子宮頸がん検診受診率(20歳～69歳) ②乳がん検診受診率(40歳～69歳)(全方式の合計) ※7	%	R元(2019)年度 ①45.9 ②54.7 ※8	R7(2025)年度 ①60.0 ②60.0 ※8	健康増進課 〔栃木県がん対策推進計画(3期計画)指標〕

※5 地方自治法第202条の3第1項に基づき設置されている審議会等（法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等（附属機関））における女性の割合

※6 女性活躍に向けてオール栃木体制で取り組む「とちぎ女性活躍応援団」の趣旨に賛同し登録した企業・団体の記載年度末時点の数

※7 市町が実施している子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率

※8 記載年度に実施した調査により把握した当該調査前年度の受診率

III 男女の人権の尊重と暴力の根絶

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値	所管課等
1 DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校数 ※9	校	R元(2019)年度末 8	R7(2025)年度末 50 ※10	人権・青少年男女参画課
2 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績（※11）があった者の割合	%	R元(2019)年度末 27.7	R7(2025)年度末 46.0	こども政策課 〔とちぎ子ども・子育て支援プラン(2期計画)指標〕

※9 県が講座を実施（委託を含む）した高等学校等の数

R2(2020)年5月1日現在の県内の高等学校（全日制・定時制・通信制）及び中等教育学校数は77校

※10 R3(2021)年度からR7(2025)年度までの間に実施した学校数の累計

※11 受講年度及び翌年度における就職、スキルアップによる正規雇用や昇給等の実績

計画の推進 総合的な推進体制の充実

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、オール栃木体制で、互いに連携・協力しながら取組を展開していきます。

1 県の推進体制の充実

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、「男女共同参画推進本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるように努めます。

- 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画の推進に向けて総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、関係各課と連携を図ります。
- 計画の進捗状況を毎年とりまとめ、分析・評価するとともに、必要に応じて、施策の改善・見直しを図ります。
- 県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりと女性の活躍推進に取り組みます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、県民の皆さんからの意見や提案などに対して適切に対応し、施策に生かしていきます。

2 市町との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

- 県民に身近な市町において、条例及び計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう支援します。
- 情報の共有を図るための会議等の開催や、市町の担当職員等を対象とした研修会を開催します。
- 地域における男女共同参画を推進する人材の育成・確保など、市町が円滑に事業展開できるよう支援を行います。
- とちぎ男女共同参画センターを中心に市町と連携して、DV被害者等の支援を行います。

3 とちぎ男女共同参画センター（愛称：パルティ）を核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の多様な活動の拠点施設として機能の充実を図ります。

- 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修や講座等を実施するなど総合的な推進を図ります。
- 男女共同参画に取り組むNPO、団体、グループとの協働を進めるなど、活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- 地域における男女共同参画の取組が一層展開されるよう、国、市町及び関係機関との連携を強化します。
- 男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所運営等、様々な分野において積極的な情報提供等に努めます。

4 県民・事業者・民間団体との連携

県民、事業者、民間団体の主体的な取組を支援するとともに、それぞれの主体と連携・協働しながら、あらゆる分野における男女共同参画の実現を促進します。

5 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供をします。

- 男女共同参画に関する県民の意識や実態を定期的に調査します。
- 各種広報媒体を活用した広報や、啓発資料の作成により、男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

担当課室一覧

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向	施策	主な担当課室
1 男女共同参画の理解促進	1-(1) 男女共同参画社会への理解促進	人権・青少年男女参画課、こども政策課
	2-(1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備	地域振興課、人権・青少年男女参画課、こども政策課、経営支援課、労働政策課
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	2-(2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実	医療政策課、高齢対策課、こども政策課、生涯学習課(教委)
	2-(3) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進	人権・青少年男女参画課、こども政策課、労働政策課
	2-(4) 経営者や管理職の意識向上のための取組の充実	人権・青少年男女参画課、労働政策課、監理課
	3-(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	人権・青少年男女参画課、生涯学習課(教委)
3 教育・学習の充実	3-(2) 性の尊重や男女平等を推進する学校教育の充実	こども政策課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、生涯学習課(教委)
	3-(3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実	人権・青少年男女参画課

施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向	施策	主な担当課室
1 地域・社会における男女共同参画の推進	1-(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	市町村課、人事課、行政改革ICT推進課、人権・青少年男女参画課、経営支援課、農政課、経済流通課、経営技術課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、人事委員会事務局、警務課(警察本部)
	1-(2) 女性のチャレンジへの支援	人権・青少年男女参画課、医療政策課、経営支援課、労働政策課
	1-(3) 地域活動における男女共同参画の推進	地域振興課、県民文化課、人権・青少年男女参画課、生涯学習課(教委)
	1-(4) 防災分野における男女共同参画の推進	危機管理課、消防防災課、人権・青少年男女参画課
2 働く場における女性の活躍推進	2-(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進	労働政策課
	2-(2) 管理職への女性登用の推進	人権・青少年男女参画課、労働政策課
	2-(3) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進	人事課、人権・青少年男女参画課、労働政策課、監理課、技術管理課
	2-(4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進	林業木材産業課、経営支援課、経営技術課
	2-(5) 理工系分野における女性の活躍促進	人権・青少年男女参画課、産業政策課、工業振興課
3 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進	3-(1) ライフステージに応じた健康の維持・増進への支援	人権・青少年男女参画課、医療政策課、高齢対策課、健康増進課、こども政策課、薬務課、スポーツ振興課(教委)
	3-(2) 生涯を通じた学びや生きがいづくりへの支援	県民文化課、人権・青少年男女参画課、高齢対策課、生涯学習課(教委)

施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向	施策	主な担当課室
1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1-(1) DV被害者等支援対策の推進	くらし安全安心課、人権・青少年男女参画課、保健福祉課、医療政策課、こども政策課、住宅課、県民広報相談課(警察本部)、人身安全少年課(警察本部)、捜査第一課(警察本部)
	1-(2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進	人権・青少年男女参画課、生活環境課(警察本部)
	1-(3) 若年層を対象とした性暴力等被害防止への取組強化	くらし安全安心課、人権・青少年男女参画課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、特別支援教育室(教委)
2 困難を抱える女性等への支援	2-(1) 貧困に直面する女性等に対する支援	保健福祉課、こども政策課、住宅課、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、生涯学習課(教委)
	2-(2) 様々な困難を抱える女性等への支援	人権・青少年男女参画課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課、国際課、労働政策課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、生涯学習課(教委)